第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十五条第一号中「人事教育課」を「総務課」に改める。

第六十条の見出し中「部長」の下に「、副部長」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。

第六十条第二項中「部長及び課長」を「前二項の職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　運用部に、副部長一人を置く。

第七十七条第一号、第百十三条第一号及び第百四十八条第一号中「第四十九条第十四号」を「第四十九条第二十二号」に、「第五十条第一号及び第六号」を「同条第十二号及び第十七号」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「中欄」を「中欄に」に改める。

別表第三統合幕僚監部の項中「部長」を「部長　副部長」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

防衛大臣　森本　敏
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第七十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣　川端　達夫

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

別表第六中「期首定額法正味固定資産価額（n）＝MAX｛投資額－((投資額－残存価額)÷法定耐用年数)×(n－1)、投資額×最低残存率｝」を「期首定額法正味固定資産価額（n）＝MAX｛投資額－((投資額－残存価額)÷法定耐用年数)×(n－1)、最低残存価額｝」に、「期末定額法正味固定資産価額（n）＝MAX｛投資額－((投資額－残存価額)÷法定耐用年数)×n、投資額×最低残存率｝」を「期末定額法正味固定資産価額（n）＝MAX｛投資額－((投資額－最低残存価額)÷法定耐用年数)×n、最低残存価額｝」に改め、「残存価額＝投資額×残存率とする。」を削り、同別表の表加入者交換機の項中「1万」を「1万2千」に改め、同表ぎ線点遠隔収容装置の項中「単位料金区域別住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計」を「局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計」に、「単位料金区域別事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計」を「局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計」に改め、同表衛星通信設備の項中「最大接続可能回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）」を「最大接続可能回線数で除して」に改める。

別表第八の表中

「(((投資額－残存価額)÷法定耐用年数)×法定耐用年数＋除去損)÷経済的耐用年数	」を
土地は減価償却しない。除去損＝残存価額とする。	
「(((投資額－最低残存価額)÷法定耐用年数)×法定耐用年数＋除去損)÷経済的耐用年数	」に、
土地は減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。	
「加入者交換機に係るもの 投資額×施設保全費対投資額比率＋加入者数×1加入者当たりの施設保全費＋都道府県別施設保全費	」を
「加入者交換機に係るもの 投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）＋加入者数×1加入者当たりの施設保全費＋都道府県別施設保全費	」に、
「中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備亘長km×1km当たりの施設保全費	」を
「中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備亘長km×1km当たりの施設保全費 監視設備（加入者交換機）に係るもの 投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）	に

改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令

第九条中「末日」を「二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十四年十月一日以降である報告から適用する。

○外務省令第十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。